

会費等に関する細則

令和6年（2024）度版
公益社団法人 全国漁港漁場協会

漁港情報クラウドシステム（以下、「本システム」という。）の運用等に関する実施要領（以下「要領」という。）に定める会員の経費の負担について、以下に定める。

（本細則の趣旨）

- 第1条 この細則は、要領第4条の規定に基づき会員が支払う入会金、年会費、保管料、接続料、利用料及び要領第6条に基づく受付け審査の審査料に関し必要な事項を定める。
- 2 それぞれの経費には、各条に定める金額に加え、別途消費税が必要となる。

（一般会員の会費等の額）

- 第2条 一般会員の入会金の額は、100,000円とし、年会費の額は、年額50,000円とする。
- 2 一般会員が本システムに保管するデータに関する保管料は、表1の通りとする。

表1 保管料（1漁港あたり年額）

共通データ	漁港台帳データ	第1種、第2種（1GBまで）	700円
		第3種、第4種（2GBまで）	1,000円
	基本容量超過分	データ量1GBあたり	500円
個別データ		データ量1GBあたり	1,000円

- 3 一般会員が本システムに接続しデータを使用する際の接続料は、1ライセンスあたり年額3,600円とする。
- 4 一般会員がデータ作成や変更・更新業務を民間企業に委託し、その受託者が所定の様式により作成されたデータの審査・変換・登録を当協会に依頼し、登録内容の確認作業を限定的に実施する必要がある場合の接続料は、一般会員と同等の扱いとする。
- この場合のデータ閲覧範囲及びシステムの使用期間は、データ作成を依頼した一般会員との協議により設定する。

（民間会員の会費等の額）

- 第3条 民間会員の入会金の額は、200,000円とし、年会費の額は、年額100,000円とする。
- 2 民間会員が本システムに接続しデータを使用する際の接続料は、1ライセンスあたり、年額6,000円とする。
- 3 民間会員が本システムに独自ソフトを接続して保管したデータを利用する際の利用料の金額は、当協会と協議して定める。

(特別会員の会費等の額)

第4条 特別会員の入会金の額は、500,000円とし、年会費の額は、年額100,000円とする。

2 特別会員が本システムに接続しデータを使用する際の接続料は、1ライセンスあたり、年額6,000円とする。

3 特別会員が本システムに独自ソフトを接続して保管したデータを利用する際の利用料の金額は、当協会と協議して定める。

(受付審査に係る審査料・登録料)

第5条 要領第6条の受付審査に係る審査料を以下の通り定める。

2 本システムにデータを保管し使用する者、及び本システムに独自ソフトを接続してデータを利用する者が支払う審査料は表2の通りとする。

表2 審査料(データについては1漁港あたり。ソフトは1本あたり)

共通データ	漁港台帳データ	施設延長4000m未満	300,000円
		施設延長4000m以上	400,000円
	その他	内容、ボリューム等により依頼者と協議する。	
個別データ		同上	
独自ソフト		同上	

*施設延長とは漁港管理者が管理する外郭・係留・輸送施設延長の合計

3 一般会員からデータ作成業務を委託された民間企業は、協会が別途定める標準歩掛りのデータ作成に関わる直接人件費の10%の登録料を支払う。

4 独自ソフトを本システム上で運用しようとする会員は、審査料を支払うこととする。その金額は、プログラムの内容により当協会と協議して定める。

5 当協会が有償にて新規に本システムへの登録データを作成した場合、審査料及び、登録料を免除する。

(データの変更に係る登録料)

第6条 要領第9条の本システムに保存したデータの変更に係る登録料は、表3の通りとする。登録料には、データの変更に係る審査費用を含んでいる。

表3 登録料(1漁港・1施設・1工事あたり基準額)

共通データ	漁港電子平面図の更新がある場合	220,000円
	漁港電子平面図の更新がない場合	100,000円
個別データ		内容、ボリューム等により依頼者と協議する。

2 複数漁港・地区の更新を同時に実施する場合の登録料は、協会が別途定める標準歩掛りによる。

(入会金、年会費、保管料、接続料、利用料及び審査料の納入方法)

第7条 入会金、年会費、保管料、接続料、利用料及び審査料は、当協会が発行する請求書に基づき、速やかに納入するものとする。

2 年会費、保管料、接続料、及び利用料は、先だって次年度分以降を一括して支払うことができる。

3 利用の更新にあたっては、(様式1)利用依頼書(更新)を前年度3/31までに提出し、利用期間、年会費、保管料、接続料の金額、納入方法を確定する。

(入会金の免除)

第8条 登録資格を停止した会員が、再度登録を希望する場合、資格停止後概ね5年以内であって、当協会がそれを適当と認めた場合には、入会金の納入を免除することができる。

会費等に関する細則の改訂履歴

発行	平成29年4月1日
一部改訂	令和3年8月1日
一部改定	令和6年4月1日